

お知らせ 📢

ねりま区報7月21日号は7月20日(日)の朝刊に折り込まれます

発行日が参議院議員選挙の翌日で新聞折り込みがなくなるため、7月20日(日)の朝刊に折り込まれます。
📄広報係 ☎5984-2690

保健福祉サービスの苦情・相談は ☎3993-1344

「保健福祉サービス苦情調整委員」は、区から独立した第三者の機関で、専門相談員が保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談を受け付けます。保健、福祉、法律などの分野に優れた識見を有する苦情調整委員に直接相談することもできます(第1～4火曜午後。要予約)。文書により苦情申し立てを受けた場合は、調査を行い、中立な立場から調整を行います。苦情や相談は、直接または電話、郵送、ファクス、電子メールで受け付けます。

▶ **受付日時:**平日午前8時30分～午後5時 ▶ **受付窓口:**〒176-8501区役所内保健福祉サービス苦情調整委員事務局(西庁舎3階) ☎ **FAX** 3993-1344 **Eメール** chousei@smile.ocn.ne.jp

〈活動報告書を配布〉

令和6年度に受け付けた苦情・相談の状況をまとめた報告書です。 ▶ **配布場所:**総合福祉事務所、介護保険課(区役所東庁舎4階)、子育て支援課(同本庁舎10階)、障害者施策推進課(同西庁舎1階)、区民情報ひろば(同西庁舎10階)、保健福祉サービス苦情調整委員事務局 ※区HPや図書館でもご覧になれます。

子ども読書活動推進会議の区民委員を募集

子どもの読書活動を推進するための計画や事業について検討する会議です。区民や学識経験者、学校関係者などで構成され、年3回程度開催します。 ※交通費程度の謝礼あり。

📍区内在住で、18歳以下のお子さんがいる方、子育て支援に携わる方 ▶ **任期:**11月から2年間 📍光が丘図書館など ▶ **募集人数:**5名(書類選考) 📄①「練馬区の子どもの読書活動の推進について」をテーマとした作文(800字程度) ②応募動機(400字程度) ③住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・区の委員の経験がある方はその名称と任期を書いたものを、8月29日(必着)までに持参または郵送で〒179-0072光が丘4-1-5 光が丘図書館 ☎5383-6500 ※様式自由。返却不可。

介護保険

負担割合証を順次発送します

介護サービスを利用するときは、所得に応じて、1～3割を負担していただきます。対象となる方に、8月以降の新しい負担割合証を順次発送します。 📄要介護または要支援の認定を受けた方、訪問サービスや通所サービスなどのサービス・活動事業を利用する方 📄介護保険課給付係 ☎5984-4591

後期高齢者医療制度

令和7年度の保険料の決定通知書を7月14日(月)に発送

7年度の保険料は、6年中の所得を基に計算します。納付方法など詳しくは、決定通知書をご覧ください。 📄後期高齢者保険料係 ☎5984-4588

国民健康保険

高齢受給者証を7月17日(木)に発送

70～74歳の方が病院や薬局で支払う医療費の自己負担割合は、特別区民税・都民税(住民税)の課税状況などにより毎年判定されます。対象となる方に、8月以降の新しい自己負担割合が記載された高齢受給者証を発送します。7月末までに届かない場合はご連絡ください。 📄こくほ資格係 ☎5984-4554

働く

区立保育園のスタッフ【会計年度任用職員(サポートスタッフ<登録制>)】

①短時間保育②保育(障害児の保育など)③保育(業務補助・軽作業など)④調理⑤用務のスタッフを募集します。 📄来年3月まで(再任する場合あり) ▶ **勤務日:**月～土曜(月20日程度) ▶ **時間:**①朝…午前7時15分から、夕…午後4時から(それぞれ2～3時間程度)②～⑤原則として午前8時30分～午後5時15分の間の4～7時間45分 📍区立保育園 ▶ **報酬(時給):**①②1,609円③1,405円④⑤1,344円 ※交通費支給。 ※勤務条件により、期末・勤勉手当、社会保険あり。 📄区HPや保育課(区役所本庁舎10階)にある申込書を、保育課管理係 ☎5984-5839

住まい・まちづくり

空き家なんでも相談会

空き家の売買・賃貸・相続登記・境界確定などを専門家に相談できます。 📍区内に空き家を所有している方など 📄7月28日(月)午前10時～正午の間の20分間(受け付けは午前11時30分まで) 📍区役所アトリウム 📄物件や権利関係が分かる書類(ある方のみ) 📄当日会場へ 📄みどりのまちづくりセンター ☎3993-5451

地区区民館・地域集会所にキャッシュレス決済対応の券売機を10月から順次設置します

共通回数券の購入は10月31日(金)まで

購入した共通回数券は、来年10月31日(土)まで使用できます。詳しくは、区HPをご覧ください。 📄地域施設係 ☎5984-4573



10～20代の女性のための“まるく”がスタートします！

～安心して自由に過ごせる居場所と気軽に相談し、つながることができるLINE相談を開始

問合せ 人権・男女共同参画課 ☎5984-1497

“まるく”の居場所

📍主に10～20代の女性 📄①A偶数月 ②B奇数月の第3水曜午後3時～7時 📍A男女共同参画センターえーる ③区内カフェ 📄定20名(先着順。Bのみ) 📄A当日会場へ ④開催日の前日正午までに区HP

このような相談ができます

学校や友達のこと 家族や恋人のこと 仕事やお金のこと ところやからだのこと など

📄📄📄

「まるく」はフランス語で「目印」という意味です。困ったり悩んだりしたとき、みんなの心を「まあるく」できるような目印になったらいいなという想いを込めています。

居場所 参加者の声

何気ないことを話したり、カードゲームをしたりして、他の参加者とコミュニケーションが取れて楽しかったです！ ゆっくり漫画を読むなど、一人で自由に過ごすこともできます。次回はスタッフさんとどんなことを話そうかなと事前に考える時間も、私にとっては楽しい時間です。ぜひ、また遊びに行きたいです。

📄20代女性

7/29(火)からスタート！ “まるく”のLINE相談

▶ **受付日時:**火・日曜午後4時～8時(受け付けは午後7時30分まで) 詳しくは区HP ▶ 📄